



令和6年「須賀川市二十歳のつどい」の
開催について

令和5年8月20日

<問い合わせ先>

担当：生涯学習スポーツ課 会田

直通電話：0248-88-9171

Eメール：s-gakushu@city.sukagawa.fukushima.jp

報道機関各位

令和6年「須賀川市二十歳のつどい」を下記により開催します。

また、開催にあたり市外在住者の参加申し込みを10月2日(月)から開始しますので、
記事掲載等よろしくお願ひします。

なお、開催内容の詳細等につきましては、決定し次第、市ホームページなどでお知らせ
します。

記

- 日時 令和6年1月7日(日)
受付 午前10時30分～午前11時
セレモニー 午前11時～午前11時15分
記念イベント 午前11時15分～午前11時45分
- 会場 須賀川市文化センター大ホール
- 主催 須賀川市、須賀川市二十歳のつどい実行委員会
- 対象者 平成15(2003)年4月2日から平成16(2004)年4月1日生まれで、以下の
アまたはイに該当する人
ア 令和5年10月2日時点で本市の住民基本台帳に登録がある人
イ 令和5年10月2日時点で本市の住民基本台帳に登録がなく、本市出身等
の理由から参加を希望する人

対象者アについては、11月上旬頃に案内はがきを郵送しますので、お手続きは不要
です。

対象者イについては、10月2日(月)から12月8日(金)までに市ホームページの

申し込みフォームよりお申し込みください。申込者には、受付期間終了後、随時、案内はがきを郵送します。

5 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が 5 類感染症に引き下げられたことに伴い、マスクの着用については個人判断となりますが、体調不良時の際は来場をご遠慮いただく等、基本的な感染防止対策に引き続きご協力をよろしく申し上げます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、イベント内容が変更となる場合があります。
- (3) 会場への入場は対象者のみとなります。
- (4) 会場敷地内において、午前 10 時から午後 2 時までの間、キッチンカーイベントを開催予定です。キッチンカーイベントは対象者のご家族の方もご利用いただけます。
- (5) 案内はがきの再発行は行いませんので、紛失またはき損した場合は、市ホームページより受付票をダウンロードいただき、必要事項を記入のうえ、イベント当日、受付に持参してください。なお、対象者に該当し、申込期間内に申込を行わなかった方につきましても、同様にご対応いただきますようお願いいたします。

令和6年「須賀川市^{はたち}二十歳のつどい」実施要項

- 1 日 時 令和6年1月7日(日)(「成人の日」の前日)
・受付 午前10時30分～午前11時
・セレモニー 午前11時～午前11時15分(予定)
・講演会 午前11時15分～午前11時45分(予定)
・キッチンカーイベント 午前10時～午後2時

2 会 場 須賀川市文化センター

3 開催内容

(1) セレモニー

会 場 須賀川市文化センター 大ホール

時 間 午前11時～午前11時15分(予定)

司 会 宗方和子

手話通訳 手話サークルあゆみ会2名

- 次 第 1. はじまりのことば(副実行委員長)
2. 市長あいさつ
3. 実行委員紹介、実行委員長あいさつ
4. おわりのことば(副実行委員長)

(2) イベント

記念講演会

ア 会 場 須賀川市文化センター 大ホール

イ 時 間 午前11時15分～午前11時45分(予定)

ウ 内 容 著名人による講演会

キッチンカーイベント

ア 会 場 須賀川市文化センター 駐車場

イ 時 間 午前10時～午後2時

出店者募集期間：令和5年9月1日(金)～10月2日(月)まで

出店者申込方法：かんたん申請による申し込み(窓口・電話不可)

(3) その他

セレモニー及び記念講演会については、対象者のみの参加とし、保護者や家族の入場はご遠慮
いただく(介助者を除く)。

キッチンカーイベントについては、対象者以外の利用も可とする。

4 主 催 須賀川市、須賀川市^{はたち}二十歳のつどい実行委員会

5 共 催 須賀川市教育委員会

6 対象者

平成 15 年（2003 年）4 月 2 日から平成 16 年（2004 年）4 月 1 日までに生まれた人で、アまたはイに該当する者

ア 令和 5 年月 1 日（以下、「基準日」という）において、本市に住民登録を有する人（以下、「市内在住者」という。）

R5.7.21 時点 男性 361 人、女性 364 人 計 725 人

イ 上記アの基準日において、本市に住民登録を有しないが、本市出身である等の理由から出席を希望する人（以下、「市外在住者」という。）

ウ 対象者（見込）計（ア＋イ） 市内在住者：725 人 市外在住者：100 人 計 825 人

< 参考 >

【令和 5 年】市内在住者：690 人、市外在住者 82 人 計 772 人

【令和 4 年】市内在住者：785 人 市外在住者 90 人 計 875 人

【令和 3 年】市内在住者：797 人 市外在住者 67 人 計 864 人

7 対象者への通知、申込方法

- (1) 市内在住者については、11 月上旬に案内はがきを郵送する。なお、出席にかかる事前の申し込みは実施しない。
- (2) 市外在住者については、10 月 2 日（月）から 12 月 8 日（金）までに市ホームページに掲載した「申込みフォーム」より申込みを受付後、申込者へ案内はがきを送付する。
- (3) 案内はがきは、つどい当日受付に提出してもらい、提出をもって出席（受付）確認とする。
- (4) 市ホームページへ受付票の様式を掲載することから、案内はがきの再発行については対応しない。

8 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が 5 類に移行したことに伴い、マスクの着用については個人判断とする。ただし、体調不良時の来場を控えていただく等基本的な感染防止対策については、引き続き呼びかけを行う。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、開催内容が変更となる場合がある。なお、変更等が生じた場合は、市ホームページにて周知する。
- (3) 会場内（駐車場含む）におけるトラブル、事故や怪我、盗難、紛失等については、市では一切の責任を負わないものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等によるイベント中止に伴う晴れ着等のキャンセル料については、市では補償しない。